

牛久第二小学校区タウンミーティング議事録

期 日 令和7年7月15日(火) 10:00～11:40

場 所 牛久市保健センター2階研修室

1 市長挨拶

市長挨拶

2 市側及び行政区側出席者紹介

配布資料のとおり

3 市政情報のご案内

(1)国政調査2025(経営企画部政策企画課)

エスカードビル(行政区)調査について、拒否された場合はどうすればよろしいでしょうか。

経営企画部長)原則はご回答いただくものですが、調査票の回収が難しい場合は、調査員の皆様が作成する世帯表に該当世帯の情報を記録いただければと思います。

(2)うしく健康プラン21(第3次)から見えた牛久市の健康課題(保健福祉部健康づくり推進課)

第2つつじが丘(行政区)3,000人を対象とした健康実態調査について、対象者はランダムサンプリングででしょうか。

保健福祉部長)はい。

(3)牛久市公式 LINE を活用した情報提供システム(建設部道路整備課)

第2つつじが丘(行政区)実際に使用してみました、詳細のコメントを入力できるような欄があるとよいと思いました。

建設部長)システム上可能かどうか確認し、可能であれば改善してまいります。

田宮(行政区)行政区内の管理不全空家において、生垣の草木がカーブミラーを覆ってしまっているところがあります。昨年窓口へ改善をお願いに参りましたが、市では管理者へお願いするだけでした。現状では通報するだけで終わってしまうように感じますので、もう一步踏み込んで強い指導をしていただきたいです。

建設部長)今後しっかりとご意見をお伺いし、できる限り柔軟に対応してまいります。

4 行政区との意見交換

令和7年度タウンミーティングでは、各行政区より賜りましたご意見のうち、1件を抜粋して担当する部長より回答いたしました。その後、行政区の皆様より一覧の回答に対して、再度ご意見・ご質問等をいただいたものです。

なお、回答については、資料「牛久第二小学校区 意見・回答一覧」内、「意見に対する回答」に記載されているとおりです。

共同意見-意見No.1「第2次避難所運営開設支援」について、市民部長より回答いたしました。

第2つつじが丘(行政区)4点質問させていただきます。

- ①第2次避難所の開設時の具体的な連絡方法について、地震等の発生時に市が避難所を開設した場合、各区長に連絡が来るということでしょうか。市から連絡が来るまでは行動の必要はないのでしょうか。

- ②牛久第三中学校設置されている備蓄品について、災害時は二小地区へ市が運搬してくれるということでしょうか。
- ③第2次避難所の収容人数について、1人あたりの面積について見直しは行っていますか。
- ④牛久第三中学校に備蓄されている非常食について、計算上1.5日分となるが、最大収容人数と基準についてどのようにお考えになっていますか。

市民部長)4点について回答させていただきます。

- ①第2次避難所開設に関する連絡につきましては、市の防災計画では震度6弱以上の地震が発生した場合、第2次避難所を開設することとなっており、個別に連絡をするのではなく、自動的に開設する運びとなります。コロナ禍以降、第2次避難所開設訓練が実施されておらず、行政区に浸透していないことが問題であると考えますので、今後の訓練ではひとつひとつ疑問点を整理してまいります。
- ②物資の運搬については、市内すべてを市職員が対応することは現実的に難しく、避難所を運営いただく市民の皆様へ運搬をお願いすることとなります。
- ③避難所における1人あたりの収容面積につきましては、1人あたりのプライバシーを保つことができる面積を基準とし見直しを図っています。
- ④食料品につきましては、非常食3日分を自宅で備蓄いただくよう推奨しております。これは大きな災害が発生した場合における国や県等からの支援が開始するまでの目安期間であり、まずは自助の力で乗り越えていただけるようにとの考えからです。その後につきましては、国等からの支援や市が締結している災害協定先からの支援を受け優先的に物資を運んでいただく仕組みとなっています。

第2つつじが丘行政区)①の回答について、自動的に開設するとのことですが、職員の方が開設するにはタイムラグが発生することも想定し、実情を考慮した回答をいただければと思います。

- ③の回答について、市のマニュアルを拝見すると、「建物の延べ面積÷4㎡」が収容人数となっています。建物面積から人数を割り出す根拠が理解できませんでしたので、見直された方がよいのではと感じました。

市民部長)避難所の面積の考え方につきましては、確認のうえ見直してまいります。また、避難所の開設につきましては、各第2次避難所に避難所従事職員が3名ずつおり、その職員が施設の開放等を担当する体制となっています。避難所開設にあたっては学校の運営とも協議して進めてまいります。

第2つつじが丘行政区)食料品の備蓄について、避難所に行く方は家が倒壊するなどの被害にあっている可能性が高く、食料を持ち出せない状況も考えられるため、そこを考慮し備蓄の運用を考えていただきたいと思います。

市民部長)牛久市において、昭和56年以降の「新耐震基準」の基準を満たしている建物は92%であり、倒壊しないものと考えられます。ご意見いただきました残りの8%に該当する世帯につきましては、考え方を整理してまいります。

共同意見-意見No.2「地区社協運営委員への補助」について、保健福祉部長より回答いたしました。

第2つつじが丘行政区)地区社協の運営について、助成があることは理解していますが、現実的に資金が不足しており、部屋の貸し出しの資金等で地区社協の活動費を賄っています。回答では助成金から賄うようにと読み取れますが、運営資金が賄えない状況であるため、無償でご協力いただいている方について手当を検討していただきたいと思います。

エスカードビル行政区)本件については、数年にわたり要望しておりますが進展が見られないため、今回市とのタウンミーティングの場で意見させていただきました。また、地区社協の利用減少に伴い事業収入も減少しているため、少額でも手当をいただけると助かります。

市長)ほかの地区社協の状況も見ながら、補助等につきましては1年間時間をかけて、検討してまいります。

田宮行政区-意見No.5「見守りボランティア協力者減少対策」について、教育部長より回答いたしました。

田宮行政区)回答について、学校、行政区、こども会において話し合いを重ねておりますが、なかなか増員が難しい現状に至っております。私も毎朝立哨を行っておりますが、交通ルールを守らない方が非常に多いと感じます。今

後、大きな事故を招く可能性もあるため、どのようにしたらボランティアが集まり子供たちを守れるのか、市で具体策を検討いただきたいと思います。

意見No.3、4につきましては、牛久警察署へ要望するとの回答ですが、あと一步踏み込んでいただき、具体的には、茨城県警本部へ直接出向き要望いただきたいと思います。

また、田宮跨線橋西の交差点について、1年前の交通事故より歩道の舗装が損傷しています。国の管理かとは思いますが、道幅も狭く歩行者も多いことから、今後の事故防止・安全のためにも復旧願います。

意見 No.7につきましては、車の接触事故があったとの話もありましたので、計画的な道路整備をお願いしたいと思います。

教育部長)通学路の関係につきましては、市道23号線の開通により交通量が増加しているほか運転マナーは歩行者に対する危険もありますので問題であると捉えておりますので、地域安全課を通じ牛久警察署にご協力いただきながら時間帯でのパトロール等をお願いしてまいります。また、その際に見守りの方が事故に巻き込まれることのないよう安全面に注意させていただきます。

市民部長)茨城県警への要望等につきましては、牛久警察署とも協議のうえ調整してまいります。

建設部長)意見No.7 の進捗状況といたしましては、地権者の方に借地のご相談をさせていただきご了承のうえ測量を行いました。今後は賃貸借契約について話を進めてまいりますのでもうしばらくお時間をいただければと思います。

つつじが丘行政区-意見No.8「会館横の雨天時の水たまりの件」について、市民部長より回答いたしました。

つつじが丘行政区)つつじが丘集会所前の土地について、雨が降ると必ず水たまりができ水はけも悪いです。市の契約では回答のとおり行政区で維持管理するものとなっておりますが、修繕する場合の費用については補助の対象となるのか確認したいです。

市民部長)区民会館の修繕等に対する補助金の制度がございますが、本件のような事案についても補助金が対象となるかにつきましては確認の上回答させていただきます。

つつじが丘行政区)意見No.9「防犯カメラの設置」についてお願いさせていただきましたが、交通や生活に関する様々な問題を聞くようになりました。つつじが丘行政区で考えると市道から行政区に入る2箇所および牛久第二小学校からの坂道、少なくともこの3箇所に設置いただければ防犯・事故の防止につながると思いますので、実施をお願いしたいと思います。

市民部長)牛久警察署と協議しながら計画を作成し、防犯カメラを設置しております。ただし、計画を作成した時点より交通事情にも変化があり、計画の見直しをしているところですので協議をさせていただければと思います。

つつじが丘行政区)空き家対策について、よく雑草が繁茂しているところがありますが、空き家について問題点及び対応を累計化されていないのかお聞きしたいです。

建設部長)空き家には所有者がいますので、所有者が管理することが大前提にあり、個人の資産でもあるため、市で対応することが難しい場合が多いです。市といたしましては、所有者の方に通知を出すだけでなく、場合によっては訪問するほか、亡くなられている場合には法定相続人の方に通知を出す・訪問するなどしています。空き家につきましては、所有者の許可なく対応することが難しいため、今後も例をあげたとおり、可能な限りの対応を継続してまいります。

また、年に4回「空家相談会」を実施し、市だけでなく宅建協会・司法書士・弁護士・建築士などの専門家の方に来ていただき相談を受けております。今後空き家となる心配のある方などにご紹介いただき、ご協力いただければと思います。

つつじが丘行政区)交通標識が木で覆われてしまい見えない場所や電線の通信線に草が絡まっている場所などがあり、緊急性をようするものについてはどうすれば対応できるのでしょうか。

建設部長)田宮行政区様からもご意見ありましたとおり、所有者でなければ管理対応できないという形式的な回答ではいけないと考えております。また、現在民法の改正により地権者に通知をして一定期間対応がされなかった

場合、期間以降は伐採等の対応をすることができるものとなっております。カーブミラーや道路標識に架かる枝葉の伐採につきましても所有者の方に通知し、一定期間を設けた後に対応することが可能となるかと思いたすので、柔軟に対応してまいります。

また、電線・通信線につきましては、管理する電力会社に対応を依頼することもできますので、市に場所等の詳細を情報提供いただければと思いたす。

第2つつじが丘行政区-意見 No.10「行政区内及び道路整備」について、建設部長・環境経済部長より回答いたしました。

第2つつじが丘行政区)①の回答について、枝だけでなく落ち葉も対応いただけるのでしょうか。

建設部長)葉が落ちる前にできる限り剪定を行いたいと考えておりますが、落ちた葉につきましてもは状況を見ながら危険がないように対応してまいります。

第2つつじが丘行政区)近隣住民の方々からの話では、風で落ち葉が飛び道路に積もってしまうとのことですので、ぜひ対応をお願いします。

②の回答について、近隣住民の方より、所有者の方に定期的な督促を年に4回ほど行っていただけないかと要望がありましたので、対応をお願いします。

また、第2つつじが丘行政区内にある近隣公園について、9月過ぎになると雑草が繁茂し歩くことも難しくなるため、それよりも前に対応いただけますようお願いいたします。

建設部長)今年は時期を見ながら、伸びてからではなく通路を確保できるよう剪定してまいります。

エスカードビル行政区-意見 No.11「火災報知器の更新工事」について、環境経済部長より回答いたしました。

エスカードビル行政区)エスカードビル建設から40年が経過し、痛みが目立つようになってきております。また、回答には半年に一回法定消防設備点検を行っており「異常なし」とのことですが、昼間ではなく深夜に警報機が鳴り、ビル全体で火災報知器が鳴るため消防や警察へ連絡し、その対応に追われる現状を知っていただきたいと思いたす。

市長)答えにはなりません、タウンミーティングの意見を事前に拝見させていただいた際にこういった現状があるということは初めて知りました。エスカードビルの建築から相当年数が経過し、建物の色々な場所で改修の必要性が出てきているところだと思いたす。火災報知機につきましても外から見えているものではないため、早急に直せるものではないと思いたすが、牛久市都市開発にも状況を確認しながら対応策について検討してまいります。

神谷二区行政区-意見 No.12「第2次避難所の変更」について、市民部長より回答いたしました。

神谷二区行政区)現在線路を挟んで二分しているため、牛久第一中学校となっておりますが、行政区として「行きたい避難所へ行く」ということもできないと思いたすので、希望としては牛久第二小学校のほうが距離として近いため良いと考えております。

市民部長)地域的に難しい場所であると思いたす。ただし、冒頭にお話しさせていただいたとおり、避難所の運営は地域住民の方を中心に行っていただくこととなっておりマニュアルの見直しなどにも影響してまいりますので、最終的にはご相談いただき協議させていただければと思いたす。

5 その他

第2つつじが丘行政区)台風発生時に市の公式 LINE から「土砂災害の注意」等通知が来ますが、使用しているデータが古いため更新願いたす。

市民部長)確認のうえ対応してまいります。

第2つつじが丘行政区)3～4月にかけて空き巣が5件ありました。警察に依頼しパトカーでの巡回等をしていただきましたが、牛久市内での発生状況が分かれば教えていただきたいです。併せて、市としての対応が何かあればお聞かせください。

市民部長)手元に資料がないため必要であれば後程ご連絡いたします。

状況といたしましては、防犯カメラや防犯灯の設置を行うなど、物理的な安全の確保に最低限必要なことですが、最終的には地域の目が最も有効であり、地域の声掛け等が一番の防犯対策となります。また、行政区やボランティアの活動を活性化していくことが、個人の健康や街の安全などに寄与していくと考えております。

本町行政区)市出張所等の出先機関について、先日住民の方が「かっぱの碑」案内板が汚れているとエスカード出張所窓口で相談したところ、市役所の窓口に行くよう案内されたそうです。出先機関の窓口での受付・対応についてそういったマニュアルになっているのでしょうか。

市民部長)不快な思いをさせてしまったことにつきましてはお詫び申し上げます。出張所では、手続き業務以外も対応し承る役割もありますので、改めて考え方を部内で統一させていただきます。

本町行政区)ムクドリ of 鳥害について、なにか対策できないでしょうか。また、相談窓口はどこですか。

環境経済部長)ムクドリは全国で起きている難しい問題で、駆除も難しいものでありますが、ご相談については市環境政策課までご相談いただき、市でできる対応をご提案させていただきますので、まずはご相談ください。

第2つつじが丘行政区)スズメバチ駆除の対応について、昔は市で対応していただいていたかと思いますが、現在は業者の紹介に変わったのでしょうか。

環境経済部長)以前は職員で駆除を行っていた時期もありますが、現在は駆除していただいた場合に補助金を交付する形をとらせていただいております。

午前11時55分 閉会